第 1 総 削

I 課税 範囲

課税文書に関する基本的事項 1

(1) 課税文書とは

印紙税が課税される文書(以下「課税文書」といいます。)とは、印紙税法別表第一の課 税物件表に掲げられている20種類の文書により証されるべき事項(以下「課税事項」といい ます。)を証明する目的で作成されたもののうち、次に説明する「非課税文書」に該当しな い文書をいいます(法2、基通2)。

(注) 課税物件表に掲げる文書の号別、種類などについては、末尾の「印紙税額一覧表」を参照し てください。

(2) 非課税文書とは

非課税文書とは課税物件表に掲げられている文書のうち、次のいずれかに該当する文書を いいます(法5)。

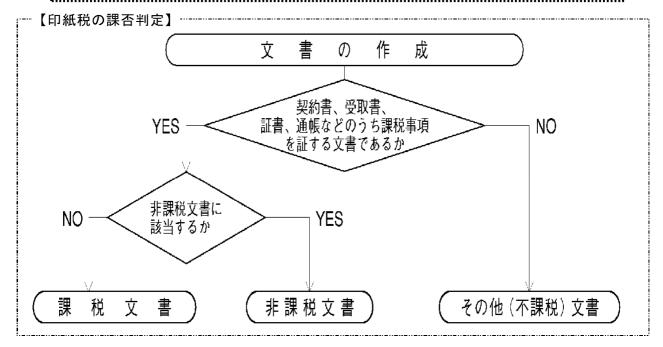
- ① 課税物件表の非課税物件の欄に掲げる文書
- ② 国、地方公共団体又は印紙税法別表第二に掲げる者が作成した文書
- ③ 印紙税法別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成した文書
- ④ 特別の法律により非課税とされる文書

自然災害等により被害を受けられた方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」や 「消費貸借に関する契約書」などで一定の要件に該当する文書については、印紙税を非 課税とする措置が設けられています

詳しくはリーフレット「自然災害等により被害を受けられた方が作成する契約書等に 係る印紙税の非課税措置について(平成29年4月)」又は「自然災害等に係る印紙税の非課税措置に関するQ&A(平成29年4月)」をご参照ください。 また、新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者の方に対して行う金銭の貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で一定の要件に該

当する文書については、印紙税を非課税とする措置が設けられています

詳しくは、リーフレット「消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について」又は 「新型コロナ税特法に係る印紙税の非課税措置に関するQ&A」をご参照ください。 ※ リーフレットやQ&Aは国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) をご覧ください。



(3) 課税文書に該当するかどうかの判断

① 文書に記載されている個々の内容について判断します(基通3①)。

例えば、契約書のような文書は、その形式、内容とも作成者が自由に作成することができますから(契約自由の原則)、その内容には様々なものがあります。

印紙税の課税文書に該当するか否かの判定(課否判定)は、その文書の全体的な評価によって決めるのではなく、その文書の内容として記載されている個々の事項の全てについて検討し、その個々の事項の中に一つでも課税物件表に掲げる課税事項となるものが含まれていれば、その文書は課税文書となります。

② 単に、文書の名称又は呼称及びその形式的な記載文言によることなく、その記載文言の 実質的な意義に基づいて判断します(基通3②)。

実質的な意義の判断は、その文書に記載又は表示されている文言、符号などを基礎として、その文言、符号などを用いることについての関係法律の規定、当事者間の了解、基本契約又は慣習などを加味し、総合的に行います。

例えば、売掛金の請求書に「了」、「済」などと表示してあり、その「了」、「済」の表示が売掛金を領収したということの当事者間の了解事項に基づくものであれば、その文書は売上代金の受取書 (第17号の 1 文書) に該当します。

(4) 他の文書を引用している文書の判断

原則として、引用している部分はその文書に記載されているものとしてその文書の記載内容を判断することとなります(通則4 x(2)(3)、基通4)。

ただし、記載金額及び第7号文書における契約期間については、その文書に記載されているもののみに基づいて判断することとなります(第1号文書、第2号文書又は第17号の1文書については、記載金額に係る特例があります(11ページ:(13)記載金額の特例を参照))。

(5) 仮契約書や仮領収書等

仮契約書や仮領収書であっても、課税事項を証明するものは課税文書になります(基通 58)。

この取扱いは、後日、正式な契約書や領収書が作成されるか否かにかかわりません。

2 文書の所属の決定

印紙税は、課税物件表の第1号から第20号文書に対して課税されます(法2)。

したがって、第何号文書に該当するかの判定(所属の決定)は、非常に重要です。

具体的には、「印紙税法別表第一課税物件表の適用に関する通則」及び「印紙税法基本通達」 に規定されていますが、基本的な内容について、以下のとおり例示と併せて説明します。

(1) 単一の事項のみが記載されている文書

その記載されている事項が、第何号文書に該当するか判断します。

例えば、一の文書に土地の売買契約や金銭の受取事実など単一の事項のみが記載されているものについては、次のとおりその文書の所属する号が決まります。

(例1) 土地の売買契約書 ⇒ 第1号の1文書

(例2) 売上代金の受取書 ⇒ 第17号の1文書

番号	6月現在 文 書 の 種 類 (物 件 名)	印紙税額(1通又は1冊につき)		主な非課税文書
	1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは 航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、 商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者 権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、 不動産売渡証書など 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関 する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書な 3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、傭船契約書を 含み、乗車券、乗船券、航空券及び送り状 は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が 10万円以下のもの 10万円と超え 50万円以下のもの 50万円を超え 100万円以下 " 100万円を超え 500万円以下 " 500万円を超え 1千万円以下 " 1千万円を超え 1 1億円以下 " 1 億円を超え 5 1億円以下 " 1 億円を超え 5 5億円以下 " 5 億円を超え 50億円以下 " 50億円を超え 50億円以下 "	200円 400円 1 千円 1 万円 2 万円 6 万円 20万円 40万円 200万円	記載 (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※)
1	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から令和4年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額にじ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。	【平成26年4月1日~令和4年3月31日】記載された契約金額が50万円以下のもの50万円を超え100万円以下の・100万円を超え500万円以下 "1500万円を超え1千万円以下 "150億円を超え215億円以以下 "15億円を超え210億円以以下 "50億円と超え250億円以以下 "50億円と超え250億円 中を超え250億円 中を超え250億円 中で10億円でを超え150億円 中で10億円でを超え550億円 中で10億円でを超え550億円 中で10億円以下 "150億円を超え2550億円と超え250億円以下 "150億円と超え250億円と超え250億円以下 "150億円と超え250億円と超え250億円と超え250億円と超え250億円と超え250億円以下 "150億円と超え250億円と超え250億円と超え250億円と超え250億円以下 "150億円を超え250億円以下 "150億円を超え250億円と100億円を超え2500円で100億円と超え2500円で100億円と1000円で100円で100円で100円で100円で100円で100円で10	200円 500円円 1千千万円円 1万万円円 16万万円円 16万万円円 175千万円円 4万5千万円円 4万5千万円円 18万万円円 187万円円 187万円円	
	請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、演技者(演出家、テレビジョン放送の、資技者としての役務の提供を約することを内容としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 100万円以下のもの 100万円を超え 200万円以下のもの 200万円を超え 300万円以下 " 300万円を超え 500万円以下 " 500万円を超え1千万円以下 " 1千万円を超え5千万円以下 " 1 作万円を超え5 1 億円以下 " 1 億円を超え 5 億円以下 " 5 億円を超え 5 00億円以下 " 10億円を超え 50億円以下 " 50億円を超え 50億円以下 "	200円 400円 1 千円円 2 千円円 2 万万円円 20万万円 40万万円 60万円	記載 7 (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※)
2	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成9年4月1日から令和4年3月31日までの間に成さ記載されるものについては、契約書の作成年月日及び記載が軽減た契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。	【平成26年4月1日~令和4年3月31日】 記載された契約金額が 200万円のもの 200万円のもの 200万円と超え 300万円以下のもの 300万円を超え 500万円以下 " 500万円を超え 1千万円以下 " 1千万円を超え 1億円以下 " 1億円を超え 5億円以以下 " 5億円を超え 50億円以下 " 50億円を超え 10億円以下 " 50億円を超え 50億円以下 " 50億円を超え 50億円以下 " 50億円を超え 50億円以下 "	2000円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	
3	 約束手形、為替手形 (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときはしたもの構充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2 振出人の署名のない自地手形(手形を額記載のないものは除き事者の署名もの記載のないもの手形当者の署名事者がその手形を作成したことになります。 	記載された手形金額が 10万円以上 100万円以下のもの 100万円を超え 200万円以下 " 200万円を超え 300万円以下 " 300万円を超え 500万円以下 " 300万円を超え 1千万円以下 " 1千万円を超え 2千万円以下 " 2千万円を超え 3千万円以下 " 3千万円を超え 3千万円以下 " 1億円を超え 1億円以以下 " 1億円を超え 3億円以下 " 2億円を超え 3億円以下 " 3億円を超え 3億円以下 " 10億円を超え 50億円以下 "	200円 400円 600円円 12千千千円 4千千万万万円円 67万万万円 10万万万円 10万万万円 20万	1 記載された手形金額 が10万円未満のもの 2 手形金額の記載のないもの 3 手形の複本又は謄本
	①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③ 外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表 示のもの、⑤円建銀行引受手形		200円	

【10万円以下又は10万円以上 · · · · · 10万円は含まれます。 10万円を超え又は10万円未満 · · · 10万円は含まれません。

番号	文書の種類(物件名)	印紙税額(1通又は1冊につき)	***************************************	主な非課税文書
1 .5	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸	記載された券面金額が		1 日本銀行その他特定
	付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託 の受益証券	500万円以下のもの 500万円を超え1千万円以下のもの	200円 1 千円	の法人の作成する出資 証券
	(注) 1 出資証券には、投資証券を含みます。 2 社債券には、特別の法律により法人の	1 千万円を超え5千万円以下 リ	2 千円 1 万円	2 譲渡が禁止されている特定の受益証券
4	発行する債券及び相互会社の社債券を含みます。	5千万円を超え 1億円以下 " 1億円を超えるもの	2 分円	3 一定の要件を満たし ている額面株式の株券
	みまり。	(注) 株券、投資証券については、1株 当たりの払込金額に株数(口数)を	(1日)	の無効手続に伴い新たしに作成する株券
		額を券面金額とします。	却() /ご弦	(CIFIX y SINS
	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割		4万円	
5	計画書 (注) 1 会社法又は保険業法に規定する合併契		4 万円	
	約を証する文書に限ります。 2 会社法に規定する吸収分割契約又は新			
	設分割計画を証する文書に限ります。			株式会社又は相互会社の
6	定 款 (注) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会		4万円	
	社又は相互会社の設立のときに作成される 定歉の原本に限ります。			定により公証人の保存す るもの以外のもの
	継続的取引の基本となる契約書		4 T III	
7	(注) 契約期間が3か月以内で、かつ、更新の 定めのないものは除きます。 (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代		4 千円	
	理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約			
	定書など			EHART ON HOO
8	預金証書、貯金証書		200円	信用金庫その他特定の金 融機関の作成するもので
				記載された預入額が1万 円未満のもの
	倉荷証券、船荷証券、複合運送証券		ITIAAA	
9	(注) 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の 効用があるものを含みます。		200円	
1 0	保険証券		200円	
1 1	信用状		200円	
1 2	信託行為に関する契約書 (注) 信託証書を含みます。		200円	
	債務の保証に関する契約書			身元保証ニ関スル法律に
1 3	(注) 主たる債務の契約書に併記するものは除 きます。		200円	定める身元保証に関する 契約書
1 4	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書		200円	
1.5	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	記載された契約金額が1万円以上のもの	200円	記載された契約金額が
1 5		契約金額の記載のないもの	200円	1万円未満のもの
1 6	配当金領収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が3千円以上のもの	200円	記載された配当金額が 3千円未満のもの
		配当金額の記載のないもの	200円	31日本側のもの
	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	記載された受取金額が 100万円以下のもの	200円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額
	(注) 1 売上代金とは、6資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価を	100万円ダイのもの 100万円を超え 200万円以下のもの 200万円を超え 300万円以下 〃	400円 600円	1 記載された文成立領 が 5万円未満(※) の もの
	をほどりることとしかまり。」による別価を 価及び役務を提供することによる対価を いい、手付けを含みます。	200万円を超え 300万円以下 300万円を超え 500万円以下 500万円を超え 1 千万円以下	1 千円 2 千円	2 営業に関しないもの 3 有価証券、預貯金証
	2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及 び預貯金の利子などは売上代金から除か	1千万円を超え1千万円以下 1千万円を超え2千万円以下 2千万円を超え3千万円以下	4 千円 6 千円	書など特定の文書に追記した受取書
	れます。	3千万円を超え5千万円以下 "	1 万円 2 万円	記し/こ文収音
17	(例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書、広告料の受取書、広告料の受取書、広告料の受取書、広告料の受取書、広告料の受取書、	1 億円を超え 2 億円以下 〃	4万円	※ 平成26年3月31日ま
	取書など	2億円を超え 3億円以下 # 3億円を超え 5億円以下 # 10億円以下 # 1	6 万円 10万円	でに作成されたものについては、記載された
		5 億円を超え 10億円以下 〃 10億円を超えるもの	15万円 20万円	受取金額が3万円未満のものが非課税とされ
		受取金額の記載のないもの	200円	ていました。
	2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害	·	200円	
	(例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害 賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金 の受取書など		200FJ	
	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険			1 信用金庫など特定の
1.0	料通帳	1年ごとに	200円	金融機関の作成する預 貯金通帳
1 8				2 所得税が非課税となる る普通預金通帳など
				3 納税準備預金通帳
1 9	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、 金銭の受取通帳などの通帳	1年ごとに	400円	
	(注) 18に該当する通帳を除きます。			
2 0	判 取 帳	1年ごとに	4千円	

の他の事項を記載した紙片を順次その専用のとじ込み用表紙に編てつすることとしている ものは、その全体を預金通帳(第18号文書)として取り扱うこととされています。

③ 勤務先預金明細書

勤務先預金について、預金通帳の発行に代え、一定期間中の個々の預金取引の明細を記載して預金者に交付する勤務先預金明細書は、金銭の寄託に関する契約書に該当します。

ただし、預金者にとじ込み用の表紙を交付しておき、順次編てつすることとしている場合は、その全体が預金通帳(第18号文書)として取り扱われます。

なお、個々の取引内容でなく、一定期間中の受入金及び払戻金の合計額並びに残額のみ を記載した預金残高通知書は、課税文書には該当しません。

④ 敷金預り証

アパートなどの貸借に当たり、家主や不動産業者などが借主に交付する敷金の預り証は金銭の寄託に関する契約書には該当せず、金銭の受取書(第17号の2文書)に該当します。

15 債権譲渡又は債務引受けに関する契約書(第15号文書)

債権譲渡……債権をその同一性を失わせないで旧債権者から新債権者に移転することをいいます(基通別表第1第15号文書の1)。

債務引受け……債務をその同一性を失わせないで旧債務者から新債務者に移転することをいい、民法に規定する併存的債務引受及び免責的債務引受がこれに含まれます(基 通別表第1第15号文書の2)。

16 配当金領収証又は配当金振込通知書(第16号文書)

配当金領収証……配当金領収書その他名称のいかんを問わず、配当金の支払いを受ける権利を表彰する証書又は配当金の受領の事実を証するための証書をいいます。

配当金振込通知書……配当金振込票その他名称のいかんを問わず、配当金が銀行その他の 金融機関にある株主の預貯金口座その他の勘定に振込済みである旨を株主に通知する 文書をいいます。

17 金銭又は有価証券の受取書(第17号文書)

金銭又は有価証券の受取書……金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が単にその受領事実 を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「受取書」、「領収証」、「領収書」、「レシート」はもちろんのこと、受取事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらに、お買上票などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受取事実を証するものであるときは、ここにいう金銭又は有価証券の受取書に該当します(基通別表第1第17号文書の1)。

売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書……売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 は第17号の1文書となり、記載金額に応じた印紙税が課税されます。

この場合の「売上代金」とは、「資産を譲渡し若しくは使用させること(資産に係る権利を設定することを含みます。)又は役務を提供することによる対価(手付けを含みます。)」をいいます。

したがって、例えば、借入金、保証金、割戻金、配当金、保険金、損害賠償金などは、何らかの給付に対する反対給付ではありませんから、売上代金には該当しません (基通別表第1第17号文書の15)。

非課税文書……記載金額が5万円未満の受取書及び営業に関しない受取書は非課税となります。

この場合の「営業」とは、一般通念による営業をいうものであり、おおむね営利を 目的として同種の行為を反復継続して行うことをいいます。

したがって、個人である商人の行為や、営利法人の行為は営業となりますが、祭祀、宗教、慈善、学術、技芸などの公益を目的としたいわゆる公益法人は、営利を目的と するものではありませんから、その行為は営業には該当しません。

また、営利法人(会社)にも公益法人にも当たらない私法人(特別法によって法人となることを認められた法人)については、法令の規定や定款の定めによって利益金の配当や剰余金の分配をすることができることとなっている法人が、その出資者以外の者に対して行う事業は営業となります。なお、その出資者がその出資をした法人に対して行う営業は、印紙税の課税の対象となる営業から除かれています。

---〔実例〕-

① 仮領収書

仮領収書と称するものであっても、それが金銭等の受取事実を証明するために作成されたものであれば、後に本領収書を作成するか否かにかかわらず、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

② ポスレジから打ち出される領収書等

一般小売店や現金問屋等において使用する POS システムの端末(いわゆる「ポスレジ」)から打ち出される帳票で、販売代金を現金で受領した際に顧客へ交付するものは、領収書、仕切書、納品書等その名称のいかんにかかわらず、金銭の受取書に該当します。

③ 商品券等の有価証券による支払を受けた際の領収書

商品代金の受取に当たり、商品券又はプリペイドカードにより支払を受けた際の領収 書は、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

④ クレジットカードによる支払を受けた際の領収書

クレジットカードにより支払を受けた際の領収書は、信用取引により支払を受けるものであり、金銭の受領事実がないことから、クレジットカードによる支払であることが明らかにされているものは金銭の受取書には該当しません。

⑤ デビットカード(即時決済型)による支払を受けた際の領収書

即時決済型のデビットカードにより支払を受けた際の領収書は、金銭の受取書に該当します。なお、デビットカード取扱店が顧客あてに交付する「口座引落確認書」で、単に口座からの引き落とし事実のみを通知するものは、金銭の受取書には該当しません。

また、クレジットカード決済のシステムを利用する信用取引型のデビットカードにより支払いを受けた際の領収書については、上記④と同様の取扱いとなります。

---〔実例〕-----

① 運送引受書、送り状、運送貨物受取書

運送業者が貨物の運送の依頼を受けた際、その引受けの証として荷送人に交付する運送引受書、送り状などと称する文書は運送に関する契約書に該当します。また荷送人に交付する貨物受取書で、貨物の個数、重量、運賃、積地及び揚地など具体的な運送契約の成立を記載証明したものも、運送に関する契約書に該当します。

② 定期傭船契約書

定期傭船契約書は、契約金額の記載の有無により運送に関する契約書又は継続的取引 の基本となる契約書(第7号文書)に該当します。

2 請負に関する契約書(第2号文書)

請負……当事者の一方(請負人)がある仕事の完成を約し、相手方(注文者)がこれに報酬を支払うことを約することによって成立する契約をいい、講演、警備、機械保守、清掃などのような無形的な結果を目的とするものも含まれます(基通別表第1第2号文書の1)。

このほか、公認会計士の監査契約、民間放送会社と広告主又は広告代理業者との間の広告などの契約も請負契約に該当します。

また、請負には、職業野球の選手、映画・演劇の俳優、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、映画・演劇の監督・演出家・プロデューサー、テレビジョン放送の演技者・演出家・プロデューサーなどが、その者としての役務を提供することを内容とする契約を含みます(令 21)。

請負に関する契約書に該当するか、物品の譲渡に関する契約書(不課税文書)又は不動産の譲渡に関する契約書(第1号の1文書)に該当するかの区別については、おおむね次によります(基通別表第1第2号文書の2)。

- ① 注文者の指示に基づき一定の仕様又は規格などに従い、製作者の労務により工作物を建設することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書
 - (例) 家屋の建築、道路の建設、橋りょうの架設
- ② 製作者が工作物をあらかじめ、ある一定の規格で統一し、これにそれぞれの価格を付して注文を受け、その規格に従い工作物を建設し、供給することを内容とするもの⇒ 不動産の譲渡に関する契約書又は物品の譲渡に関する契約書(物品の譲渡に関する契約書の場合は不課税文書)
 - (例) 建売住宅の供給(不動産の譲渡に関する契約書)
- ③ 注文者が材料の全部又は主要部分を提供(有償、無償を問いません。)し、製作者がこれによって一定物品を製作することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書
 - (例) 生地を提供しての洋服仕立て、材料支給による物品の製作

- ④ 製作者の材料を用いて注文者の設計又は指示した規格などに従い、一定物品を製作することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書
 - (例) 船舶、車両、機械、家具等の製作、洋服の仕立て
- ⑤ あらかじめ一定の規格で統一された物品を、注文に応じ製作者の材料を用いて製作 し、供給することを内容とするもの ⇒ 物品の譲渡に関する契約書(不課税文書)
 - (例) カタログ又は見本による機械、家具の製作
- ⑥ 一定の物品を一定の場所に取り付けることにより所有権を移転することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書
 - (例) 大型機械の取付け

ただし、取付行為が簡単であって、特別の技術を要しないもの

- ⇒ 物品の譲渡に関する契約書(不課税文書)
- (例) 家庭用電気器具の取付け
- ⑦ 修理又は加工することを内容とするもの ⇒ 請負に関する契約書
 - (例) 建物、機械等の修理、塗装、物品の加工

---〔実例〕------

① 加工承り票等

百貨店などが顧客の持参した生地によって洋服の仕立てを引き受けた際に作成する「加工承り票」などは、洋服の仕立てという仕事の完成を約したものですから、請負に関する契約書に該当します。

② 宿泊申込請書等

旅館業者などが顧客から宿泊の申込みを受けた場合に、宿泊年月日、人員、宿泊料金などを記載し、その申込みを引き受けた旨を記載して顧客に交付する「宿泊申込請書」などは、請負に関する契約書に該当します。ただし、御案内状などと称し、単なる案内を目的とするものは、課税文書には該当しません。

③ 保守契約書

エレベーターの保守契約書は、エレベーターを常に安全に運転できる状態に保つこと、つまり仕事の完成を目的としたものですから、請負に関する契約書に該当します。 また、コンピューター、コピー機、火災報知機などの保守契約書も同様です。

④ 広告契約書等

広告主と放送会社又は新聞社との間で作成されるコマーシャル放送契約書又は新聞広告契約書は、コマーシャル放送又は新聞広告という仕事の完成を目的としたものですから、いずれも請負に関する契約書に該当します。

(注) 建設工事の請負に関する契約書のうち、一定の要件を満たすものについては、印紙税の 軽減措置が適用されます(33ページ:2(2)参照)。

(3) 課税文書の作成者とは

課税文書の作成者は、原則として、その文書に記載された作成名義人ですが、法人などの 役員又は従業員がその法人などの業務又は財産に関して作成したものについては、役員又は 従業員が作成名義人となっていても、その法人などが作成者となります(基通42)。

なお、委任に基づく代理人が、委任事務の処理に当たって作成する課税文書については、 次のとおりとなります(基通43)。

- ① 代理人名義で作成する文書は、その文書に委任者の名称が表示されていても、代理人が作成者となります。
- ② 委任者の名義のみが表示されている文書は、その委任者が作成者となります。

(4) 共同作成者の連帯納税義務

一の課税文書を2以上の者が共同して作成した場合には、その2以上の者は、その作成した課税文書について、連帯して印紙税を納める義務があります。この場合、そのうちの1人がその課税文書に係る印紙税を納めたときは、他の者の納税義務は消滅します(基通47)。

なお、この共同作成者の連帯納税義務については、過怠税の納税義務(16ページ: V過怠税参照)についても同様です。

2 印紙税の納付方法

(1) 収入印紙による納付(原則)

課税文書の作成者は、原則として、課税文書に課されるべき印紙税相当額の収入印紙(以下、「印紙」といいます。)を貼り付ける方法により印紙税を納付します。この場合には、自己又はその代理人、使用人その他の従業者の印章又は署名で、その課税文書と印紙の彩紋とにかけて、判明に印紙を消す必要があります(法8、令5)。

なお、単に「印」と表示したり斜線を引いたりしてもそれは印章や署名に当たりませんから、印紙を消したことにはなりません。また、鉛筆で署名したもののように簡単に消し去ることができるものも、印紙を消したことにはなりません。

(2) 税印押なつによる納付(特例)

課税文書の作成者は、課税文書に課されるべき印紙税相当額をあらかじめ金銭で国に納付した上で、税印押なつ機を設置している税務署(全国で118署)の税務署長に対し、課税文書に印紙を貼り付けることに代えて、税印を押すことを請求することができます(法9、令6、規則2、規則別表第二、別表第三)。

(3) 印紙税納付計器の使用による納付(特例)

課税文書の作成者は、印紙税納付計器(国税庁長官の指定を受けている計器で納付印が付いているものをいいます。)をその設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、印紙を貼り付けることに代えて、あらかじめ金銭で国に納付した金額を限度として、印紙税納付計器によりその課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示した納付印を押すことができます(法10、令8、規則3、規則別表第四)。

(4) 書式表示による納付(特例)

課税文書を作成しようとする場合において、その課税文書が毎月継続して作成されるなど、

一定の条件に当てはまるものであるときは、課税文書を作成しようとする場所の所在地の所 轄税務署長の承認を受け、印紙を貼り付けることに代えて、金銭でその課税文書に係る印紙 税を納付することができます。

書式表示の承認を受けて課税文書を作成した場合には、課税文書の作成の時までにその課税文書に一定の表示をすることが必要であり、また、毎月その月中(特定の日に多量に作成されることとされている課税文書については、その特定の日)に作成した課税文書に係る課税標準数量及び納付すべき税額などを記載した印紙税納税申告書(書式表示用)を、その翌月末日までに承認を受けた税務署長に提出するとともに、その期限までに納税申告書に記載した納付すべき印紙税を納付しなければなりません(法11、令10、規則4、規則別表第五)。

【書式表示等の書式】

印紙税申告納 付につき 税務署承認済

縦15ミリメートル以上 横17ミリメートル以上 税務署承認済付につきの紙税申告納

縦17ミリメートル以上 横15ミリメートル以上

(5) 預貯金通帳等に係る一括納付(特例)

特定の預貯金通帳等については、その預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、金銭でその預貯金通帳等に係る印紙税を一括して納付することができます。

この一括納付の特例の承認を受けるためには、承認を受けるための申請書を承認を受けようとする最初の課税期間(4月1日から翌年3月31日までの期間)の開始の日の属する年の3月15日までに税務署長に提出する必要があります。これにより承認を受けた者は、毎年4月1日現在における預貯金通帳等に係る口座の数を基礎として計算した課税標準数量及び納付すべき税額などを記載した印紙税納税申告書(一括納付用)を、その年の4月末までに、承認を受けた税務署長に提出するとともに、その期限までに納税申告書に記載した納付すべき印紙税を納付しなければなりません(表示の方法は、書式表示の場合と同じです。)(法12、令11、12、規則4、規則別表第五)。

一括納付の特例の適用を受けるためには、これまで、その年の4月1日から翌年3月31日までの期間内に作成する預貯金通帳等について、毎年、2月16日から3月15日までの期間中に承認申請書を提出し、承認を受ける必要がありました。

平成30年度税制改正により、承認を受けようとする課税期間の開始前に承認を受ければ、その承認の日<u>以後</u>の各課税期間内に作成する預貯金通帳等について、一括納付の特例が適用されることになりました。

この改正は、**平成30年4月1日以後**に作成する預貯金通帳等に係る承認について適用されます。

なお、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に作成する預貯金通帳等について、 改正前の手続により一括納付の特例の承認を受けている場合は、その承認の日以後の各課税期 間内に作成する預貯金通帳等について承認を受けたものとみなされます。

(注) 承認内容に変更があった場合には、改めて承認を受ける必要があります。

印紙税申告(書式表示用、一括納付用)は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)がご利用いただけます。 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Tax

https://www.e-tax.nta.go.jp

また、国等と国等以外の者とが共同して作成した文書については、次のようになります。

- (1) 国等又は公証人が保存するものは、国等以外の者が作成したものとみなされ、課税対象になります。
- (2) 国等以外の者(公証人を除きます。)が保存するものは、国等が作成したものとみなされ、 非課税となります。

IV 印紙税に係る過誤納金の還付等

印紙税を納付する必要がない文書に誤って印紙を貼り付けて印紙税を納付したときや、課税文書に所定の印紙税額を超える印紙を貼り付けて印紙税を納付した場合、そのほか、税印押なつ又は印紙税納付計器の使用により納付した印紙税の還付や充当を受けようとする場合は、文書の種類、納付税額、過誤納税額などの所要事項を記載した「印紙税過誤納確認申請(充当請求)書」(3枚複写、記載例は次ページ参照)と過誤納となっている文書を、過誤納となっている文書を作成した日から5年以内にその印紙税の納税地の所轄税務署長に提出(※)し、印紙税の過誤納の事実の確認手続を経て、還付(充当)を受けることになります(法14、令14、基通115~119)。

※ 提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。

なお、印紙は、登録免許税の納税や国に対する各種の手数料等の納付にも用いられますが、例えば、登録免許税を納付する際、所定の税額を超える印紙を貼り付けてしまったような場合などには、登録免許税法の規定により還付等を受けることになります。

【参考】郵便局における収入印紙の交換制度

金額の異なる印紙を誤って購入してしまったような場合には、郵便局において他の印紙に交換する制度が設けられています。

郵便局の窓口において、交換する印紙と交換手数料(交換しようとする印紙1枚当たり5円の手数料)を提出して他の印紙と交換する手続が必要です(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律3⑥、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令8、9)。

※ 印紙を現金に交換することはできません。

※ 文書等に貼り付けた印紙の交換を郵便局に請求するため、その印紙の貼り付けが印紙税の 納付のためにされたものではないことの確認を受けようとする場合には、「印紙税法第14条 不適用確認請求書」と確認を受けようとする文書を、最寄りの税務署に提出し、税務署長の 確認を受けることになります。

なお、白紙、封筒又は行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等に印紙を貼り付けたもので、客観的に見て課税文書ではないことが明らかな場合には、この税務署長の確認を受けることなく、郵便局で交換することができます。詳しくは、最寄りの郵便局にお尋ねください。

V 過 怠 税

印紙による納付の方法によって印紙税を納付することとなる課税文書の作成者が、その納付すべき印紙税を課税文書の作成の時までに納付しなかった場合には、その納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額(すなわち不納付税額の3倍)に相当する過怠税が徴収されることとなります(法20①)。また、貼り付けた印紙を所定の方法によって消さなかった場合には、消されていない印紙の額面金額と同額の過怠税が徴収されることとなっています(法20③)。

ただし、課税文書の作成者が所轄税務署長に対し、作成した課税文書について印紙税を納付していない旨の申出書(印紙税不納付事実申出書)を提出した場合で、その申出が印紙税についての調査があったことによりその課税文書について前記の過怠税の決定があるべきことを予知してなされたものでないときは、その過怠税は、その納付しなかった印紙税の額とその10%に相当する金額との合計額(すなわち不納付税額の1.1倍)に軽減されます(法20②)。

なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費には算入されませんのでご注意ください(法人税法55③一、所得税法45①三)。